

第一章 売春のどこがわるい*

橋爪 大三郎

フェミニズム の主張

1992-16

江原由美子 編

性の商品化、ミス・コンなど4つのテーマを選び、論争の
活性化を促す。議論を尽し、思いを尽してフェミニズムを作る。

勁草書房

フィリピン、タイなど東南アジア各地へむかう「買春」ツアーを非難・告発する声が、大きくまきおこっている。それに唱和して、「買春＝性侵略」反対を叫ぶべきだろうか？

それもよいが、いささかひっかかるところものこる。海外の「買春＝性侵略」に目がむいているわりには、国内のほうはどうなっているのだろう。売春を「買春」と呼びなおし、買う側である男性の責任に焦点をあてるのはよいとしても、そのために話の重点が（日本の対外的な）加害行為の追及に移ってしまい、かえって本筋（売春そのこと）が見えづらくなっているはいないか？

すでにタイトルが、読者の眉をひそめさせているところへ、こんなことを言いはじめると「売春が悪いの、決まっているでしょう！」と抗議の声が聞こえてきそうだ。

だがまあ、すこし待ってもらおう。海外への性侵略は、ひとすじなわで解けないこみいった出来事である。単に売（買）春（以下、売春と記す）を考えるのなら、国内の実態をとりあげる方がよい。そこで、昨今のトルコ風呂⁽¹⁾にいたる、売春形態の変遷を追ってみた。

そこからわたしの得た暫定的な結論は、やや意外なものだ——売春自体をすこしも悪いものと考えたことはない。それがおぞましくみえるのは、副次的な効果である。

はじめはわたしも、売春はいけないことだと信じて、その根拠をたずねるつもりだった。ところが調べてみると、どうやらいままで誰ひとり、売春＝悪を証明できたものはいないらしい。反売春の言説は、売春の周辺部を論難してきただけではないか。そこで以下、「売春は悪くない」という仮説的な立場に身をおいてみることにしよう。

1 革新トルコまで

一九六〇年代の後半ごろトルコ風呂での売春（トルコ売春）は、けっして一般的でなかった。わずか一〇年あまりまえのことなのに、信じられないかもしれない。スペシャルとよばれる指技サーヴィスがふつうで、「本番」まで行なうのは、限られたごく少数の店だけであった（広岡〔1980:55〕）。

これが常識だったので、そのあとそんなところかと思っすませていたのがうかつだった。性風俗の移りかわりは目まぐるしい。一九六九年、「川崎城」の浜田某なるトルコ嬢が「泡踊り」の技法を編みだしたところから数年をまたぎして、「革新トルコ」の波が全国をおおいつくしていたのである（広岡〔1978:59〕〔1980:15〕）。トルコ風呂はいまや、公然の娼館と言えよう。トルコ売春と売春防止法との、奇妙な共存状態。売春を根だやしにするはずだった売春防止法の、これはまた何という皮肉な帰結であろう。

*

わが国の売春制度は、この一世紀あまりのあいだに、ほぼ三つの転期を経てきた。順に、娼妓解放令（一八七二）、公娼廃止令（一九四六）、売春防止法（一九五六）である。

江戸の遊郭は、幕藩制が必然的にうみだしたものだ。明治以降の集娼地域も、この遊郭を原型

とする。

維新後まもなく、新政府は思わぬことから、遊郭対策を迫られることになった。

事のおこりはマリヤ・ルス号事件（一八七二）である。ペルー籍の奴隷商船マ号が清国マカオを発つて嵐に遭い、横浜港に碇泊・修理中、「積み荷」の中国人一名が脱走して英国軍艦に泳ぎつき、船中での虐待を訴えた。英国側の通報を受けた外務卿副島種臣は、外交問題がこじれることを心配する反対派をおさえて、この件を外務省管下の特別裁判に付することで政府部内をとりまとめ、参事大江卓を特命裁判長に任ずる。ペルーが条約未済国であったところから、この裁判には、独、仏等外国領事団からの抗議が相ついだが、大江はこの圧力に屈せず、法律顧問ヒールの策に従い、「マ号船長が「船客」を領海内で不当に虐待した行為は国内法に反す」と裁定する。乗船の中国人二三名は、その自由意思を尊重して、収容所にかくまい、マ号船長の帰船要請も斥けてしまった。ペルー側は当然これを不服として、契約確認の訴えをおすが、再びこれを裁いて大江は、「奴隷契約につき無効」との判断を下す。事件はさらに、ロシア皇帝の仲裁裁判へともつれこんだが、ここでも日本の主張が確認される。

こうして中国人は無事、清国に帰還し、人権外交は輝かしい成功を収めた。しかしこの裁判中、原告が、日本にも奴隷契約が存在するのではないかと、遊女の身売証文の写しを法廷に提出する戦術に出たことは、政府をすっかり周章狼狽させた。他国の奴隷を解放した手前、いやでも遊女を解放しないわけにはいかなかったのである。

こうして同年下されたのが、娼妓解放令と司法省達（司法卿江藤新平自らの起草になるという）とであった。それらを参考のために本章末に掲げる（資料1）。

こうした法令がただちに遊里の実態を一変させなかったのは無論である。たとえば、省達にもかかわらず、廓の養女制度はその後も健在で、大正ごろまでは一〇〜一五年間、昭和に入ってからでも三〜五年間ぐらいの年季がふつうであった（井上雪〔1980: 24〕）。それでも変化は、確実に起こった。旧遊郭の業者は、府県知事より席貸の免許をうけ、指定の街区で営業するよう義務づけられたし、娼妓・芸妓も届け出て鑑札（license）を受けねばならなかった。こうして、公娼（licensed prostitution）の時代がはじまる。

公娼制度は一九〇〇年の内務省令（娼妓取締規制）によって、古典的な確立をみた。この規則は、娼妓を、所轄警察の登録・管理下におき、居住・移動の自由を制限することを、最大の眼目としている（資料2）。警察は、いまや廓の管理者、いな、事実上の保護者となった。こうして登録された娼妓の総数は、明治末〜大正ごろで四〜五万人程度をかぞえ⁽²⁾、それ以外にまだその半数ほどの私娼と、公娼とほぼ同数（のちにはそれを上回る数）の芸妓とが同様の稼業をいとなんでいた（市川〔編〕〔1978: 282, 405〕⁽³⁾）。

公娼制度がもたらすのは、端的に、臣民の身体秩序だった。ちょうど帝国憲法が擬装された人権の体系にすぎなかったのと同じ程度に、娼妓の自発性はみせかけのものである。彼女らは、親の同意と承諾をえて、家族の重荷を背負ったままやってくる。だから、監禁と監視のうちに、集娼区域にとめ

ておかねなければならなかったのだ。

*

敗戦によって米占領軍の進駐が目前に迫ると、政府は急ぎ占領軍のための慰安施設を用意しようとする。この任には再び警察があたることになり、東京では早速警視庁の指導で業者が集められ国際親善協会(RAA)が組織された。協会はただちに「敗戦処理の国家的緊急施設の一端として駐留軍慰安の大事業に参加」(田中(編) [1975b: 67])する慰安婦を募集して、営業をはじめたが、性病の蔓延によって半年後には閉鎖されてしまう。戦後大量に出現した街娼(パンパン)は、このRAAからの流出組がひきがねになっているという。

一方、マッカーサー司令部は、戦後民主化政策の一環として、一九四六年一月、公娼制度廃止に関する覚え書を日本政府に示し、政府はこれに応じて娼妓取締り規則を廃止した。この結果、法制上娼婦の存在は公認されたものでなくなり、集娼地域の業者は特殊飲食店に看板をかけかえることになる。これらが、警察の特別取締りの対象となる、いわゆる赤線区域を形成し、指定外の売春汚染地帯(いわゆる青線)とともに、戦後売春形態の代名詞となった。一九四七年勅令九号により、前借金による売春は一応禁止されたものの、旧態は依然として改まるどころがなかった(市川(編) [1978: 636f])。

赤線時代には、取締法規が存在しなかったから、売春をさせる行為は違法でなかった。その後娼婦の世論が高まりをみせ、それを背景に、数次にわたる挫折ののち、ようやく一九五六年、売春防止法

が国会を通過し、翌々年発効する(資料3)。この法律は、管理売春・場所提供の処罰、売春婦の保護・厚生、を二本の柱としている。この結果、旧来の赤線・青線地帯などでの公然たる売春営業は姿を消し、パンマ、ヤトナ、温泉芸妓などのモグリ売春にかわっていく(なお、沖縄県には、一九七二年の施政権返還と同時に同法が適用された)。

一九七〇年代にはいると、すでにのべたように、売春営業がトルコ風呂の形で完全に息を吹きかえし、滋賀県雄琴のような全く新しい集娼地域を形成するにいたった。売春防止法は、たしかに画期的だったが、売春を根絶するのではなく、売春を近代化することに専ら貢献してしまった。

以上のような一〇〇年余にわたる売春形態の変遷を、確認の意味で図式にまとめれば、

- I 遊女 / 遊郭
- II 娼妓・芸妓 / 接待所・貸座敷
- III 女給・酌婦 / 特殊飲食店
- IV トルコ嬢 / 特殊浴場(トルコ風呂)

の四段階に示しうる。ここで一番注目すべきなのは、III/IVの断層である。

江戸の遊郭から戦後の赤線に到る娼家経営で、女性のおかれた状態は、奴隸的な拘束状態そのもの。売春をめぐる言説のほとんどは、このありさまを念頭においてきた。しかし、トルコ風呂は、江戸期以来の娼家と別の起源をもった、新規に出現した経営体である。これは、公衆浴場法という法的根拠をもった公然営業形態であって、線引き区域内での営業を許可されている。吉原のような旧赤線区域

これに対して、性的サービスの供給はどこにあるのか？ それを、売春に支払われる対償がみつ
けだしてくる。対償をえようとするだけでなくでも売春の十分な動機となるだろう。たしかに誰でも、
売春することに対してはいろいろと抵抗がある。まず（過重な）労働であるし、暴力や性病や検挙の
危険もある。そしてなにより、道徳や倫理の抵抗感がそれを阻むだろう。しかしそれらは、対償の相
場を釣りあげるにすぎない。各自が身体の自由な主体ならば、かならず売春の需要にみあうだけの供
給をみいだすだろう（4）。

対償をうるつもりで任意の、異性と性的交渉をもつならば、それは売春である。どちらが言いだした
のかはともかく、それが双方の合意だけによる場合、単純売春と言う。

売春を常習し、業として営む際にもっとも問題になるのは、他の商売でもそうだが、継続的に安定
して顧客がみつかるかどうかである。たとえ違法でないとしても、事柄の性質上、大っぴらには宣伝
しにくい。そこでしばしば、暗黙の了解が利用される。街娼は、出没する場所・時間が決まっ
ていて、それを目当てに顧客も自然に集まってくる。しかし、売春を業とするものは、つねに「危険」に晒さ
れている。相手方は不特定だから、札つきの犯罪人や性的異常者でないという保証はない。また対償
（金銭）をとりはぐれたり、交渉がこじれた挙句危害を加えられたりするおそれもある。体がもとで
の商売では、怪我でもすれば元も子もない。だからそこに、第三者が介入する積極的な理由が生ずる。
こうして、管理売春やそのほかの売春形態が生まれる。娼家を構える管理売春では、建物など自体が
目標となって、広告機能をはたすことになる。これは、売買春の当事者双方にとって、大いなる便宜

である。

売春行為は、一般の犯罪と異なって、双方の「合意」にもとづいた社会関係である。被害者のいな
い「犯罪」なのだ（5）。もし、法が保護を与えないのだとすれば、それにかわるものが保護を与える
こととなる。それがヒモだったり、娼家の経営者、場所提供者だったりする。彼らはこのマーケッ
トに介入し、うまい汁を吸う立場につく。

売春に搾取や加害／被害関係はつきものなため、売春に対する古典的な批判はいつもこの点をやり
玉にあげてきた。しかしそれでは、売春そのものを批判したことにならないのではないだろうか？
トルコ風呂の営業形態は、売春が加害／被害関係をはなれて営まれる可能性について、多くのことを
教えてくれる。

*

ふつうトルコ風呂といわれるのは、公衆浴場法に基づき知事から免許をうけた業者が経営する、一
〇〜二〇室程度の個室にスチームバス等の所定設備をととのえた特殊浴場である。一九六六年には、
首相官邸裏に一店が店開きしようとしたことがきっかけとなって、風俗営業等取締法の一部改正が行
なわれ、各府県は「個室付浴場」の営業禁止区域を設けるなど、線引きによって規制している。その
営業は、入浴料を主たる収入源とする浴場経営であるが、実質的には、売春のための「場所提供」の
対価（賃料）にもとづく営業と考えるのがふさわしい。いくつかの資料によって、その平均的な経営

実態を裏付けてみよう。

まず営業収入だが、その主たるものは入浴料。五〇分千円程度の大衆的な料金から、数万円に及ぶものまでいろいろだが、要するに個室の回転率にかかっている。基本的には喫茶店経営と同様の、場所の時間貸しである。全国平均で一室あたり月五〇万円の売上げという（広岡〔1980:190〕）。そのほか、トルコ嬢からの直接・間接の収入がある。コスチューム代。時間延長料。遅刻・欠勤等の罰金。タオル代。コーラ等飲みものの損料。店によっては、客寄せのため入浴料を安くおさえるかわりに、「バック」と称して、トルコ嬢にはいるサーヴィス料から払い戻させる例も少なくない。「おはようさん」「お疲れさん」等の名目の露骨な搾取もなかったわけではないようだが、昨今、トルコ嬢の権利意識は大変はつきりしていて、奴隷的搾取のごときはまったく不可能となった。それは、この業界がほぼ完全な自由市場であり、新規の出店もいまだに盛んであるうえに、トルコ嬢の流動性もきわめて高く、事実上の完全競争状態が成立しているからである。

いわゆるトルコ嬢らは、トルコ風呂の経営者と直接の雇用契約を一切結ばない。これは重要な点だ。彼女らの収入は、客から受け取るサーヴィス料に一〇〇%依存している。最低クラスの店でも、客一人あたり手取りが一万円前後、一日五〜六人の回転として毎月一〇〇万円程度の実収になるだろう。トルコ嬢の行なうサーヴィスの内容、値段について店側は一切関知しないことになっているが、裏ではもちろん綿密な指導と管理が行なわれている。店としては、サーヴィスの手を抜く娘がいないように内容を揃え、しかも料金を低廉なある一線におさえなければならぬ。さもないと客足が落ちて、

回転が悪くなる。そこで、トルコ嬢に接客法の「講習」を施す(6)。もっとも講習といっても、店がトルコ嬢に所定のサーヴィス料をちゃんと支払わないとおさまらないのが、最近の傾向なのだ。店の経営戦略からいって重要なのは、①トルコ嬢の勤労意欲を高める、②欠勤をなくす（とくに指名が入っている場合）、③覚醒剤やヤクザの浸透を排除する、の三点で、これが売上げ増に結びつく。

これに対して支出の方は、経常費（水道・光熱費、宣伝費、人件費〔マネジャー、ボーイの俸給〕）、土地建物など固定資本の減価償却費（あるいは地代・賃料）がかぞえられる。広岡〔1978:172〕の試算によると、平均的な店の経常支出／収入の比率はほぼ、〇・三。二億円の投資もわずか二年たらずのうちには回収してしまういきおいという。この数字を信用するなら、トルコ風呂経営は、トルコ嬢からの搾取などもっとも必要としないほど高採算の事業であると考えられよう。

ひところの急伸長こそ一段落したものの、トルコ風呂経営はまだまだ上昇局面にある業種である。現在推定、全国で一、五〇〇軒の店が営業し、約二五、〇〇〇人のトルコ嬢が現役とみつめられる。これらの女性が一日五回転をこなし、年二四〇日実働したとして、年間のべ三、〇〇〇万人が入浴することになり、入浴料合計はゆうに一、五〇〇億円に達するであろう(7)。

トルコ風呂営業を管理売春容疑で摘発するのは、とてもむずかしい。麻薬事犯以外に四り捜査は認められていない上に、立入り調査権も及ばないので、立件は事実上不可能である(8)。

検挙や公判の維持が困難であるという技術上の理由もさることながら、それ以上に考えさせられるのは、売春防止法がいったいトルコ風呂営業の実態にみあった法的装置なのかどうか、という点であ

る。この法律はどこかで、売春は苦役で、自由意思にもとづくはずのない不当な拘束だ、とする固定観念を前提としている。それゆえ、売春にたずさわる女性を、法的人格に欠陥を有する「要保護」婦女子とみなす。

もしもすべての売春が管理売春なら、この論法にも一理ある。ところが最近のトルコ風呂は、売春の旧態と趣を異にしている。新規の応募者にはことかかず、店の方針に合わない者がどんどん辞めても替わりはいくらでもいる。ヒモにだまされ縛られて、あるいは、バーのホステスをしていて借金がかきみ仕方なく、という古典的なケースを押しつけて、てっとりばやく現金を掴むため自分からこの道にとびこむ新しいタイプの女性が前面に出てきているというのが、専門記者の感触である。自由に売春する身体。これを法は、取締まるのだろうか？ トルコ売春はたしかに管理売春に類似しているが、その実態を仔細に点検していくと、むしろ自由に売春する身体の共棲体であると考えた方が近い。単純売春とトルコ売春のちがいは、個人タクシーと法人タクシーのちがいはよりずっと小さい。

3 反売春の言説

売春の過去と現状は、いかにもいまわしい。しかし、だからといって売春を排除しようとする言説が、無条件で承認できるものとはならない。ひとは売春を、日常から切断し、ただ排除すべきものと表象するかもしれないが、本当はそれは、われわれが棲息するシステムの一部をなしている。われわ

れの身体の可能なあり方のひとつとして、売春する身体があることは、まぎれもない。

排除の言説とは、たとえば、つぎのようなものである。

盛り場の一角や郊外の道路ぞいに、けばけばしいラヴ・ホテルやモーテルのたぐいが毒キノコか何かのように立ちならび、世の「健全」な人びとのシンシュクをかったとする。風紀が乱れるし、教育上もよろしくない。たしかに、小学校の真ん前にそんなものはない方がいいだろう。しかし、それらは結局、需要に応じてだけ立地するのだ。それらは、家庭のなかでは満たされず、しりぞけるしかないような関係がおびただしく存在し、有効需要をかたちづくっていることを示している。そのいみで、ラヴ・ホテルは家庭の反転図形なのであり、同一のシステムのちょうど反対側をあらわしている。人びとは家庭から流れ出てそういう施設を共同利用しているのであり、経営者・資本家はその経費を一括先払いして、あとで利用客から回収しようとしているにすぎない。だからそうした場所が、家庭と相容れない、それゆえ汚らしい場所だと映えることは、家庭人にとってみれば無理からぬことかもしれないにせよ、その感情を言説のなかでなぞるだけでは、なんの積極性もない。ましていわんや、そうしたラヴ・ホテルを存在させるメカニズムそのものを解除することなど、到底できない。ラヴ・ホテルの造作は、平均的な家庭人の性的妄想をかたどるようにつくられていて、その中途半端な非現実性、卑俗さ加減、……までもまさに、それにみあっている。家庭がある種の監禁と排除と抑圧のメカニズムであるからこそ、これらの「いかがわしい」形態がそこから産出されるのである。

そこで問題となるのは、つぎのことである——かつて売春を非難・告発し、今日もそれを続けている一連の言説は、妥当で有効な、首尾一貫した言説なのか？

ひとくちで言うなら、ここでもやはりわれわれが目にするのは、排除と包囲の言説の大群である。それはまず、売春を、あるまじき事態、悪しきものと述べ、そこから一切の価値を剝奪する。ついで、そうした事態を包囲・掃討するための言説がつらねられる。

反売春の言説は、たとえば、売春という事態を消滅させるために、最終的には法的な措置をとるよう求める。法もまた言説のひとつであるが、それは(司法)権力を背景として、問題となる事態を(まったく生起させないまでも)摘発し、処罰し、抑圧する。ところで、法が取り締まるべき不法は、犯罪行為、すなわち他者の身体、生命、財産、自由、……その他をそこなう行為、実体的な被害ともなう行為でなければならない。これが、われわれの法秩序の原則である。何の被害もともなわない行為は、各人の自由に属するはずだ。そういう行為を抑止するなら、それこそ犯罪だろう。

大島渚の「ワイセツ裁判」は、これを論点として争われた。中山千夏〔1971〕も言うように、「強制ワイセツ」「公然ワイセツ」などは悪いに決まっている、しかし、なぜ単に「ワイセツ」であることが取締りの対象となるのか？人間はもともと猥褻な存在である。猥褻が悪いというなら、人間存在を取締まるのと同じではないか？猥褻を、なにも他の価値(たとえば芸術性)とひきかえに見逃

してもらわなくともよい。実体的な被害が生じない限り、取締まる理由はないじゃないか、というのが大島の主張であった。これは、それ以前の「芸術かワイセツか」といった通俗な二分法に較べると、画期的な前進である。

売春も「被害なき犯罪」であるという点で、猥褻条項(刑法第一七五条)と類似している。売春という、当人たちの合意にもとづく行為が、なぜ禁圧の対象となるのか？

ひとつの可能性は、両当事者以外の第三者を想定し、その者が加害を及ぼしている、と解釈することである。これが、管理売春であり、売春する者は「不本意に」売春へと追いやられ、法が確保するはずの自由な主体性を奪われているとするのだ。

なるほど、管理売春は定義上、排除すべきものなのはたしかだ。しかしこの論法では、すべての売春が管理売春でなければ、売春をのこらず殲滅できなくなる。だがこの世に、単純売春、自発的な売春がまったく存在しないとは、ちょっと考えられないではないか。

もうひとつ、不特定多数者が「抽象的な」被害を受けている、と考える可能性がある。たとえば、たとえ当人たちの合意にもとづく自発的な契約でも、「公序良俗」に反する場合には、無効が宣せられて当然であろう。この場合、被害をこうむったのは、誰と特定できない社会の全体、ないし、その社会の「公序良俗」を裏付けている「人権のシステム」である。基本的人権は、近代法の公理みたいなものだから、法思想はそれを踏みこえることができない(橋爪〔1981a〕)。

そこで議論の焦点は、何ゆえに売春行為が人権のシステムに抵触するとされるか、に絞られてくる。

あるタイプの女権拡張論は言う。「女性の人格をみとめず、ただ性欲の対象としてのみ扱うのは、女性の人権を踏みにじるもので、許せない。」だが、関係が物化することは、近代にとって、そして商品関係にとって、もっとも基本的なことだ。だから、女性（の身体）を物的にみるぐらいのことで、すこしも人権のシステムが侵害されたことにはならない。むしろ売春は、人間的な持続的性愛関係からの遁走の一形態なのだ。売春は、性的サービスの売買であって、人権のシステムと両立する（矛盾しない）。

つぎに、男性（のみ）が女性を買うことがけしからん、というのであれば、対処は二通り考えられる。

- (1) 男性に経済力（可処分所得）があるのでこういう非対称が生じているのだから、女性も男性に劣らない経済力をつけよう。
 - (2) 性愛行為が商品化してしまうのがまちがいだから、性的サービスの商品化はやめよう（あるいは、商品関係一般を廃絶しよう）。
- (1)であれば、女性の経済力がつくにしたがい、わずかな金銭のために体を売る女性も減少し、相場が上昇する一方、男性を買う女性も現われてきて、事態は対称化へ向かうだろう（また、経済力の非対称という点からみるなら、家庭も隠れた売春関係でありうることになる）。結局この対処は、売春でも男女間の不平等が露呈している、と考えるのであって、売春それ自体を排斥するものではない。
- また、(2)は、男性がけしからんのではなく、「買う」という関係がけしからん、と主張する。〈性〉

領域、ひいては人間のあらゆる活動領域が商品関係と無縁であるべきだ、という主張はいちおうわかるけれども、現実的でなさすぎるのではないか。

*

売春が悪である、という素朴な倫理的感情には、根拠がない。

人びとは、売春の悲惨な現実を目をひかれるあまり、それを根絶するに有効だと信ずる言説をふりまきつづけてきた。そしてその割に、売春の悲惨の正体を突きつめてこなかった。

たとえば、もし売春にまつわる悲惨（搾取、苦役……）を語るのなら、そうした悲惨が解消すれば、売春そのものは悲惨でなくなる、と言わざるをえなくなる。そのとき反売春の言説は、「安心して売春ができる自由」を確保するための運動と、どこが異なるのだろうか？

売春に付随する悲惨ではなく、売春それ自体を排除する思想は、ドグマティズムとしてしか、可能でないように思われる。売春という、商品関係のなかで与えられる身体の可能なあり方を、無条件に否認する点が、ドグマ（教条）なのだ。

社会事業（娼娼運動）の枠をこえようとする反売春の運動は、近代の法空間のなかで、許容はされるが、相対的なものでしかない。単純売春、職業的な売春をなくしてしまえという言説を、普遍的に構成するのは不可能である。なぜならば、われわれの言説は、権利および基本的人権のシステムのように繰り返りひろげられており、近代のもたらした「人間」という理念のまわりをめぐっている。これは、

女性も人権、人格権など不可侵の実体をそなえた権利主体である、ということだから、そこに“自由に売春する身体”の可能性を残してしまう(9)。

4 〈性〉空間の曲率

反売春の言説が無効なのは、ひとびとの性意識が変容した結果ではない。われわれの社会が、成熟した資本制的な身体秩序と、それに見合った言説の体系とをそなえつつあることの結果だ。売春が平均的な市民の日常と連続することで、資本制は完成に近づく。

この角度から、売春の過去と現在の図式を描きなおしてみよう。

江戸期、社会のほぼ全域は、農村共同社会によって埋められ、都市の商品世界はその間隔に局在していたにすぎない。売春する身体は、農村から都市へと流入する不良流動人口の一部であった。都市の商家はおおむね農村の共同社会をかたどった擬制の共同社会を営んでいたが、売春する身体はそのような擬制をはがれてむきだしとなる。移行にもなつて、身体は農村共同社会の人倫から外にはじきだされ、それが本来あるべきでない場所、悪所Ⅱ遊里へと、カラストロフィックな転落をとげる。空間的にも身分的にも疎外され区画づけられた反世界、それが遊郭である。

いま、〈性〉空間の全容を、一枚の局面によって模式的に表すことを考えるなら、その上を占める一点によって、ある身体の営みを示すことができるだろう。

農村共同社会と都市の商品世界とが共在するために、〈性〉空間は江戸期のあたりで大きく彎曲してしまい、そこに楔(カスプ)状の折れまがりが生じる。なぜなら第一に、農村の共同社会、都市の商品世界がそれぞれ与える身体秩序は異なる原理に服するはずだからであり、第二に、幕藩制の政治・身体技術は、社会の全域を、圧倒的に優勢な農村共同社会の人倫によって極力蔽いつくすところにかけられていたからだ。共同社会の身体秩序、商品世界の身体秩序に二つの対等な原理をみとめようとしなかったのが、江戸幕藩制の著しい特徴である。“自由都市”界の潰滅と、島原のキリシタン弾圧によって、幕藩制はスタートした。〈家〉的人倫(morality)が社会の全域をおおい、なかならず商品関係もその延長線で営まれるよう求められる。ここでは、商業の過剰な膨張それ自体が、転落と汚染の兆しですらある(10)。

厳密ないみで江戸期には、身体が〈家〉的人倫を離れて出会う場所——街頭(ストリート)——が存在しなかった。そのため街娼も、わが国ではながらく、ついこの戦後までまったく一般的ではなかった。そのかわりに、売春する身体は、都市の一區画に集められ、幽閉される。そうした身体は、それがもと帰属した共同社会(もしくは〈家〉)の要請を背負って、そうした場所につなぎとめられるのだ。こうして幕藩制の下の〈性〉空間は、S字状のカーヴを描く(図1)。その上面は、共同社会の人倫が支配する浮世(Ⅱ憂世)であり、その下面は、苦界である。性的身体は、そのふたつの領域を連続的に移動していくことができない。身売り、すなわち主体性のない転落と監禁を経験するほかはない。身請け(年季明け)は、その逆方向の幸運な移行である。客と遊女の身体は、空想的な美学



図2 市民社会の〈性〉空間

もっとも中心的な論点に、われわれは到達した。それは、売春について流布している言説の組立てを、すっかり逆転させることである。つぎのように。
 売春がまず邪悪なものとしてあり、それゆえ売春が排斥されるべきものとなる、のではない。その逆に、排除されるからこそそれはじめて、売春は邪悪なものだったことになる。

*

な身体秩序——臣民の身体秩序——の運行を監視するのは、警察なのであった。これに対して、「革新トルコ」出現以降のトルコ売春は、前借や監禁はもちろん、雇用契約の存しないことなど、単純売春への著しい接近によって特徴づけられよう。「トルコ風呂の社会に強制らしいものはほとんど存在しない」(広岡他〔1981:105〕)。農村共同社会が崩壊しつつし、〈性〉空間の彎曲がすっかり伸びきってしまったところに、市民的な秩序——家庭と売春する身体との連続性——が成立している。ひとは、売春する身体を、自分の身体の可能態とみなすようになった。事実ひとは、商品関係のなかを、なだらかな軌跡を描いて売春する身体のほうへ移動していくことができる。素人と玄人の区別はつかなくなったのだ(図2)。

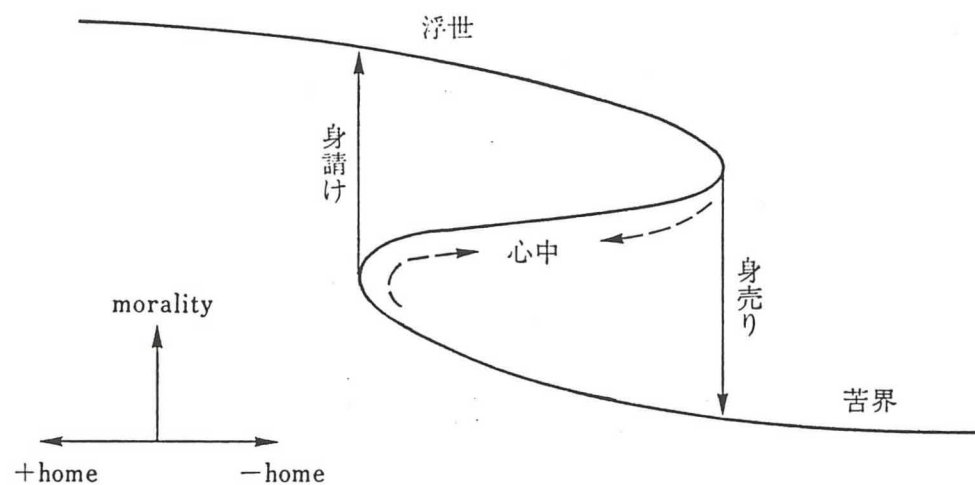


図1 江戸幕藩制の〈性〉空間

(II 粹) や過剰な身体的技法(II 芸) を介在させるようにしてだけ、非現実的なかたちで対面し、遭遇する。両者のトポスが連続的に他身体へたどり、邂逅する機会が、今生でありえぬ身体の可能性(II 心中)としてだけ想いえがかれる。
 明治維新以降一世紀あまりにわたって、わが国の農村共同社会は縮退に縮退を重ね、いまやその最終局面に達している。この時点まで集娼区域への人的供給源は、主にそうした共同社会であった。彼女らは、家郷の窮状を救うために、そこから拉致されてきたのであって、将来にわたる性的サーヴィス労働の代価の前渡しとひきかえに、身柄を拘束された。そのため娼家経営は、監禁と拘束によらなければ成立たなかった。彼女らは親許へなけなしの収入を送金するため、身を粉にして働く。農村——半農村的な勤労エートス(孝行)が、まったく場ちがいなはずの商品化された〈性〉空間にもちこまれ、持続している。農村共同社会からの豊富な人的供給が途切れぬあいだは、その労働の対価は生存水準にまで低下する傾向があり、利潤は固定資本の調達者(売春業者)がのこらず吸収してしまう。このよう

この排斥は、〈性〉空間にはたらく集合的な力学の帰結である。〈性〉空間が大きく彎曲することの効果として、売春が「悪しきもの」として照準されてしまうのである。売春は、それが〈性〉空間のなかで占める位置により、反・聖性を付与されるのだ。

一見これは単純なラベリング過程と見紛われるかもしれない。しかし、〈性〉空間に作用する力学は、ラベリング過程には解消できない実質的な基盤をもっている。

人間の〈性〉はいくつかの特異性(singularity)によって特徴づけられている。ひとつは、近親との性的な結びつきに対する特異な反撥傾向。この〈性〉的な禁忌が身体に帯電することによって、人間の性行動の総体は空間的拡がり秩序を与えられ、〈性〉空間となる。もうひとつは、この〈性〉空間のなかで、とりわけ性的な身体に対して特異に与えられる抑圧傾向。性にまつわる羞恥心、不浄感、猥褻感、自他の性的身体に対する牽引と反撥の均衡がもたらすものだ。性愛関係が公然たる空間にそのまま参与できないのと同じ程度に、性的身体はそうした場所から秘匿すべきものとなる。人間存在にとって、性のこうした特異性は、普遍的である。

〈性〉空間の秩序に即して社会全域を組織していくところに、親族的な社会秩序が出現する。社会人類学が好んでとりあげるのは、このような「未開」の社会だ。いまにいたる多くの共同体や共同社会も、また家族集団も、局部的にみるならば、未開の親族秩序と同相(homeomorph)と言ってもよい。

これに対して、商品世界は、親族秩序から解きはなされた遊離身体を要請する。だからそれは、遊離身体そのものを商品Ⅱ奴隷としてしまうところから、出発した。そして、共同社会と商品世界との

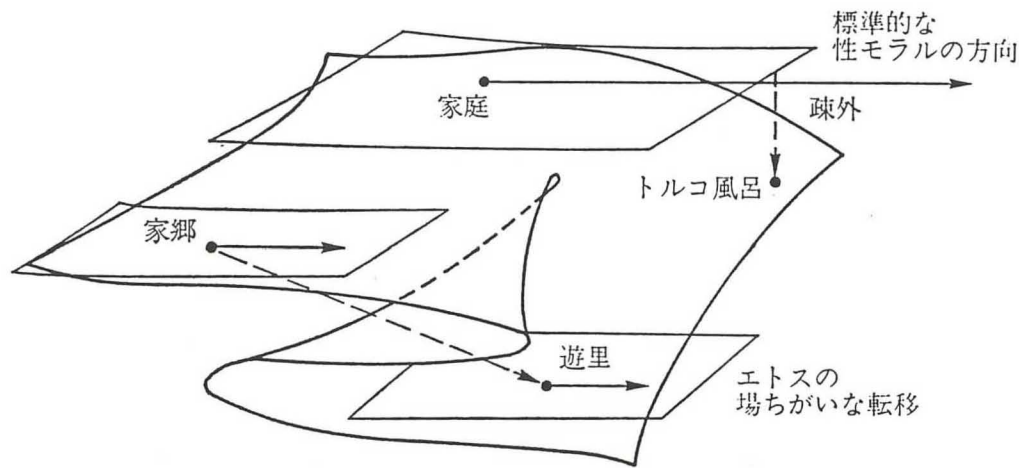
安定した棲みわけが永らく経過したのち、資本制の大運動、すなわち、空間の全域にわたる遊離身体の生成と主体化が、進行する。こうして、権力の絶対空間のなかで、商品世界が市民社会へと羽化するのだ。

緊密(タイト)な〈性〉空間のなかで開かれることのなかった性的な身体が、商品世界のなかで開かれるところに、売春が成立する。そしてこのとき、性にまつわる特異性もまた、売春行為へと転移し付着してしまふ。売春がたとえば不浄と目されるのは、共同社会が育んだ人倫にもとづくゆえの、先入観であり偏見である。性的身体を対象化し、商品化する行為はたしかに、家庭にうまれる誰にとっても、ありえぬほどに遠い身体の可能性であろう。だから売春は、つねに特異視されざるをえなかった。

売春それ自体が悪くないのだとしたら、売春に対する特異視(偏見)はやがてなくなっていくものなのだろうか？

売春のなにもっとも苛酷かと言えば、それは過重労働でも搾取でもない。売春を職業として支える勤労の倫理(エートス)が見出しがたい、ということだ。:

売春する側からは、「普通の奥さんは何をやってんのかと思う。お抱え売春婦と一緒にじゃないかって言いたくなるよ」(広岡他[1981:98])という居直りもあるが、こんな強がりには通らない。売春にたずさわる本人が、賤業意識にさいなまれ、自分の職を身内にひたかくしにしていたりする。遊客の差別意識、堅気の人々の同情、さらには矯風会ばりの「売春から女性を解放しよう」という言説までが、



〈性〉空間の接平面が、身体の規準を与える

図3 標準的な性モラルの方向

トルコ嬢など売春する女性が、心に煩悶をもち「転落」実感をもつのは、彼女らが、家庭の性モラルを生きはじめたのに、自分の身体がその性モラルのなかに位置づかなくなったことを知っているためである。そこでたとえば、身体が親和的な性愛の対象であることを確認するため、ヒモを持つのもあるし、首から上を非「営業用」と称して客には触れさせなかったりするわけだ（葵他〔1980:192〕）。

市民社会の離散した遊離身体は、〈性〉空間上のあらゆる地点で、多様な性モラルを実現してかまわないはずである。しかし、〈性〉空間の全域を単一の性モラルで近似しようとするれば、家庭の性モラルを基軸とせざるをえない（図3）。そこはひとが生まれ育つ場所だからだ。この一次近似の効果として、自由に売春する身体の逸出が生じる。トルコ嬢らは、性モラルにさからって、あえて売春を選んでいる（墮落している）ことになるのだ。だから彼女らが悩むのは、モラルに反して性を商品化している（と信じさせられている）アノミーである。これに、性や性病にまつわる汚穢感が加わる。こうしたアノミーに続発す

ますます売春する女性を苦しめる。この間隙を埋めるために、シャブ（覚醒剤）やヒモが侵入してくるのだ。

自由に売春しているはずのトルコ嬢が、自分に拭いきれないマイナス・イメージを抱いてしまうのは、つぎのようなプロセスによる。

売春——性の商品化——にマイナス価値が集中するのは、それが、家庭を成りたさせる性モラルと逆転するものだからである。家庭のモラルは、人称的な性愛の親和関係（Ⅱ夫婦）と、人称的で禁圧された性愛の、脱エロスの親和関係（Ⅱ親子兄弟）とからなる。そこで欠落しているのは、端的に無人称な（即物的な）性愛関係の可能性にちがいない。ひとはまず家庭に生をうける。そこで家庭の性モラルを身につけ、それを順次に他の対象へ外挿してゆく。ひとはそうして、自分の対他世界を拡張する。いわば、〈性〉空間上をなめらかに移動していくわけである。ところが、売春という地点へは、すんなりとした延長可能性が存しない。それは市民的な身体秩序のなかにたしかに位置するが、平均的な性モラル（家庭）の側から出発する限り、その地点へは達しえないのである。それには「転機」が必要だ。

完全に市民的な身体秩序にみあった〈性〉空間は、ゆるやかな曲率を保っている。（専業）主婦はこの空間上の「不動点」なのであり、家庭の性モラルの正則な体现者となる。そのモラルの線型的（一次的）な延長は、（自由に）売春する身体を、ありえないものとして排除しなければならなくなる。

る二次的な不全症状が前面に出るとき、売春Ⅱ悪の「惨状」がみごとに再生産され、古典的な反売春の言説の正しさが弁証されたかのようにみえるのだ(11)(12)。

5 売春のどこがわるい

最後に、はじめの問題、東南アジアに向かう「セックス・ツアー」などをどう考えたらよいのか、そのアウトラインを示しておこう。

団体旅行で大勢が現地に乗り込み「集団見合い」をするなど、恥知らずも極まると言えようが、話の本筋はそういうところにあるまい。

まず考えないといけないのは、国際貿易論にも等しい問題である。一方の国(日本)に売春慣行(性的サービスのマーケット)があり、もう一方の国(たとえばフィリピン)にも売春慣行(マーケット)があったとして、どうということが起こるか？

リカルドの比較生産費説の教えるところによれば、自由貿易を行なう二国(多国)は、自国で豊富に、したがって相対的に安価に供給できる生産要素により大きく依存する産業へ、それぞれ特化する。日本には資本設備が、フィリピンには労働力が潤沢だ。したがって、日本人からみてフィリピンの売春は安価であり、フィリピンの女性が日本へ出稼ぎに来るか、日本人がフィリピン女性を買いに出かけるのが経済法則に適っている。実際、移動の経費が十分に小さくなると、そういう事態が生じた。

ところで以上の議論は、各国の文化的な背景(家族・親族制度、宗教、習俗、……)の差異を捨象したところに成り立っている。そうした差異を考慮すると、問題はまったく別になる。ひとこと言うなら、そこに生じているのは、大がかりな汚染と破壊である。ふたつの銀河系ほどにも異なる秩序の、真向からの衝突である。

第三世界と先進諸国との経済関係をとらえて、ひとはしばしば「搾取」であるという。しかし厳密でないみでの搾取は、価値が一義的に定義できるような、単一の経済システムのなかでのみ通用する概念であり、このような場合には妥当しない。またひとは「買春ツアー」のような現象をとらえて、

「性侵略」であるという。それは、どのような意味か？ たぶんつぎのようなことだろう——両国の、現時点での〈性〉空間の曲率や屈曲の様相は、著しく(たとえば江戸期と現代の日本ほどにも)異なっており、その二つが市場を通じて否応なく接着してしまった結果、かの国の〈性〉空間が異常なまでに捻じまげられる、そのこととその副作用とをさすのだ、と。事態は、個々の加害/被害関係をはるかにこえた拮抗をもっている。

日本が国内の、後背地である農村共同社会を破壊しつくしてしまったあとでも、これらの国々は、なお伝統的な、前市民社会的な部分をたっぷりと温存している。それら社会はあるエートスを保有しているにちがいないが、それは売春を位置づけることができない(許容しない)。その国が売春に特化してしまえば、それにもなって大量のアノミーが発生するだろう。経済システム相互の接触は一般に、このような汚染をとともなう。ただし売春の場合、それが性モラルを脅かすところが、一段と破

壊的である。

問題は全体的であって、「買春ツアー」を自粛させれば片付くことではない。団体旅行のようなこ
れみよがしの破廉恥行為をやめさせることはできるだろうが、個人旅行者を締め出すわけにはいかな
いし、いちいち拳動を監視するわけにもいくまい。このレヴェルの「性侵略」をやめさせる手段が、
見当たらないのはたしかだ。

資本制的な商品世界は、このように根源的な暴力性をおびている。それが残存する共同社会に及ぼ
す汚染は、とどめようがない。われわれはただ、その汚染の度合いをゆるやかなものにするだけで
きるだけだろう。

*

福音書の描くイエスは、多くの興味ぶかい挿話に彩られている。そこからふたつをとりあげよう。
ひとつは、イエスが、母、兄弟姉妹らからいかに離脱しているか、を示すものである。

群衆はイエスを囲んですわっていたが、「ごらんなさい。あなたの母上と兄弟、姉妹たちが、外で
あなたを尋ねておられます」と言った。するとイエスは彼らに答えてこう言われた、「わたしの母、
わたしの兄弟とは、だれのことか……神のみこころを行う者はだれでもわたしの兄弟、また姉妹、
また母なのである。」(『マルコによる福音書』第3章)

「先生、この女は姦淫の場でつかまえられました。モーセは律法の中で、こういう女を石で打ち殺
せと命じましたが、あなたはどう思いますか。」……イエスは身を起こして彼らに言われた。「あな
たがたのなかで罪のない者が、まずこの女に石を投げつけるがよい。」(『ヨハネによる福音書』第8章)

まず明らかのように、イエス自身が、一個の遊離した身体であった。商品世界の拡大とともに、そ
んな宿命を背負った者たちがおびただしく存在したのである。イエスがとりわけ課題としたのは、そ
のような遊離身体に対して、崩壊にさらされているあちこちの共同社会のどの習俗が与えるのともち
がった、普遍的な倫理をみつげだすことだった。倫理とは、身体の一連の可能なあり方に対応するフ
ォルム(ことば)のことである。倫理によって、商品世界のなかの遊離身体は、しかるべき連帯のた
めの統合構造(Ⅱ愛)を実現するはずだった。イエスの天才的レトリックは、それをさぐりあてよう
とする。イエスは、家郷や共同社会のすみずみから都市の商品世界にまで広がる「性」空間の曲率全
体を、くまなく見通していたに相違ない。これは、特定のモラルにこりかたまったパリサイ人や他の
人々の誰もが、よくなしえなかったことである。この「性」空間のどこか一箇所以身をおいて他を排
斥するのでなく、その曲率にぴったり合ったモラルと秩序を与えること。そのような新しい超越倫理
(ことば)に素直に感応するとき、まぢがいなく、

取税人や遊女は、あなたがたより先に神の国にはいる（『マタイによる福音書』第21章）

のであった。これを、修辭的な逆説とってはならない。彼と彼女らの身体こそ、商品関係により捻じまがった〈性〉空間のなかで、もっとも排斥され、否定され、それゆえまっさきにイエスの救済の試みの標的となった身体だったのだから。遊女とは、イエスの可能な身体のことであり、ほとんどイエスの身体そのものことですらある。

イエスが生きた時代とはまた異なった事情によるのだが、資本制を生きるわれわれもまた、〈性〉空間の全体を包む倫理を、希求しているのではなからうか？

この地球上は今くまなく、国家の一群に直和分割されている。しかしそれらの国家は、けっして一様でない。権力や資本が身体をとらえる仕方に、著しい精粗濃淡がみとれる。国家はおのおの、それぞれの〈性〉空間とその特異な屈曲をおしかくしたまま、商品関係によって否応なく連結している。そのような凹凸を通じて、多角的な、ときに過酷な、あらゆる力学が作用せざるをえない。資本制はなお拡大しつつあるシステムなのだ。ここしばらくの「買春ツアー」反対キャンペーンは、わたしの眼にふれた限りでは、経済メカニズムの不正義をあまざず剔出しようとする厳密さの点でも、性モラルの革新をなしとげようとする断固たる意気込みの点でも、不徹底で、中途半端にとどまっている。それはたとえば、売春防止法や通念が抱えるあいまいな性道德観をそのまま、言説の部分品として使っているせいだろう。国境をへだてた性関係は、国境に閉じられた性関係よりいっそう、権力の効果

に深くとらえられている。性と資本と権力と——この三者の絡まりあいにはびたりと照準するとき、売春にまつわる謎のすべてを解きあかし、その現実と過不足なく対峙しようとする仕事もその緒につくのである。

資料1

太政官達第二百九十五号（娼妓解放令）

○第二百九十五号（十月二日）（布）

一人身ヲ売買致シ終身又ハ年期ヲ限り其主人ノ存意ニ任セ虐待致シ候ハ人倫ニ背キ有マシキ事ニ付古来制禁ノ処従来年期奉公等種々ノ名目ヲ以テ奉公住為致其実売買同様ノ所業ニ至リ以ノ外ノ事ニ付自今可為嚴禁事

一農工商ノ諸業習熟ノ為メ弟子奉行為致候儀ハ勝手ニ候得共年限満七年ニ過ク可カラサル事

但雙方和談ヲ以テ更ニ期ヲ延ルハ勝手タルヘキ事

一平常ノ奉公人ハ一ケ年宛タルヘシ尤奉公取続候者ハ証文可相改事

一娼妓芸妓等年季奉公人一切解放可致右ニ付テノ貸借訴訟総テ不取上候事

右之通被定候条屹度可相守事

（太政官達第二百九十五号、一八七二年一〇月二日）

司法省達第二十二号

○第二十二号（十月九日）

本月二日太政官第二百九十五号ニ而被仰出候次第ニ付左之件々可心得事

一人身ヲ売買スルハ古来ノ制禁ノ処年季奉公等種々ノ名目ヲ以テ其実売買同様ノ所業ニ至ルニ付娼妓芸妓等
雇入ノ資本金ハ贓金ト看做ス故ニ右ヨリ苦情ヲ唱フル者ハ取糺ノ上其金ノ全額ヲ可取揚事
一同上ノ娼妓芸妓ハ人身ノ権利ヲ失フ者ニテ牛馬ニ異ナラス人ヨリ牛馬ニ物ノ返弁ヲ求ムルノ理ナン故ニ從
来同上ノ娼妓芸妓ヘ借ス所ノ金銀並ニ売掛滞金等ハ一切償ルヘカラサル事
但シ本月二日以来ノ分ハ此限ニアラス
一人ノ子女ヲ金談上ヨリ養女ノ名目ニ為シ娼妓芸妓ノ所業ヲ為サシムル者ハ其實際上則チ人身売買ニ付從前
今後可及嚴重ノ所置事

(司法省達第二号、一八七二年一〇月九日)

(市川(編) [1978: 195f])

資料2

○内務省令第四十四号

娼妓取締規則左ノ通之ヲ定ム

明治三十三年十月二日

内務大臣 侯爵西郷從道

娼妓取締規則

第一条 十八歳未満ノ者ハ娼妓タルコトヲ得ス

第二条 娼妓名簿ニ登録セラレタル者ハ娼妓稼ヲ為スコトヲ得ス

娼妓名簿ハ娼妓所在地所轄警察官署ニ備フルモノトス

娼妓名簿ニ登録セラレタル者ハ取締上警察官署ノ監督ヲ受クルモノトス

第三条 娼妓名簿ノ登録ハ娼妓タラントスル者自ラ警察官署ニ出頭シ左ノ事項ヲ具シタル書面ヲ以テ之ヲ申
請スヘシ

一 娼妓ト為ルノ事由

二 生年月

三 同一戸籍内ニ在ル最近尊族親、尊族親ナキトキハ戸主ノ承諾ヲ得タルコト若シ承諾ヲ与フヘキ者ナキ
トキハ其ノ事実

四 未成年者ニ在テハ前号ノ外実父、実父ナキトキハ実母、実父母ナキトキハ実祖父、実父母実祖父ナキ
トキハ実祖母ノ承諾ヲ得タルコト

五 娼妓稼ヲ為スヘキ場所

六 娼妓名簿登録後ニ於ケル住居

七 現在ノ生業但シ他人ニ依リテ生計ヲ営ム者ハ其ノ事実

八 娼妓タリシ事実ノ有無並ニ且テ娼妓タリシ者ハ其ノ稼業ノ開始廃止ノ年月日、場所、娼妓タリシトキ
ノ住居及稼業廃止ノ事由

九 前各号ノ外庁府県令ヲ以テ定メタル事項

前項ノ申請ニハ戸籍吏ノ作りタル戸籍謄本、前項第三号第四号ノ承諾書及市区町村長ノ作りタル承諾者印
鑑証明書ヲ添付スヘシ

娼妓名簿登録申請者ハ登録前庁府県令ノ規定ニ從ヒ健康診断ヲ受クヘキモノトス

第四条 娼妓稼ヲ禁止セラレタル者ハ娼妓名簿ヨリ削除セララムモノトス

前項ノ外娼妓名簿ノ削除ハ娼妓ヨリ之ヲ申請スルモノトス但シ未成年者ニ在テハ前条第一項第三号及第四
号ニ掲クル者ヨリモ之ヲ申請スルコトヲ得

第五条 娼妓名簿削除ノ申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テスヘシ

前項ノ申請ハ自ラ警察官署ニ出頭シテ之ヲ為スニ非サレハ受理セサルモノトス但シ申請書ヲ郵送シ又ハ他

人ニ托シテ之ヲ差出ス場合ニ於テ警察官署カ申請者自ラ出頭スルコト能ハサル事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

警察官署ニ於テ娼妓名簿削除申請ヲ受理シタルトキハ直ニ名簿ヲ削除スルモノトス

第六条 娼妓名簿削除申請ニ関シテハ何人ト雖妨害ヲ為スコトヲ得ス

第七条 娼妓ハ庁府県令ヲ以テ指定シタル地域外ニ住居スルコトヲ得ス

娼妓ハ法令ノ規定者若ハ官庁ノ命令ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルカ為外出スル場合ノ外警察官署ノ許可ヲ受クルニ非サレハ外出スルコトヲ得ス但シ庁府県令ノ規定ニ依リ一定ノ地域内ニ於テ外出ヲ許ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八条 娼妓稼業ハ官庁ノ許可シタル貸座敷内ニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

第九条 娼妓ハ庁府県令ノ規定ニ従ヒ健康診断ヲ受クヘシ

第十条 警察官署ノ指定シタル医師又ハ病院ニ於テ疾病ニ罹リ稼業ニ堪ヘサル者又ハ伝染性疾患アル者ト診断シタル娼妓ハ治療ノ上健康診断ヲ受クルニ非サレハ稼業ニ就クコトヲ得ス

第十一条 警察官署ハ娼妓名簿ノ登録ヲ拒ムコトヲ得

庁府県長官ハ娼妓稼業ヲ停止シ又ハ禁止スルコトヲ得

第十二条 何人ト雖娼妓ノ通信、面接、文書ノ閲覧、物件ノ所持、購買其ノ他ノ自由ヲ妨害スルコトヲ得ス

第十三条 左ノ事項ニ該当スル者ハ二十五円以下ノ罰金又ハ二十五日以下の重禁固ニ処ス

一 虚偽ノ事項ヲ具シ娼妓名簿登録ヲ申請シタル者

二 第六条第七条第九条第十二条ニ違背シタル者

三 第八条ニ違背シタル者及官庁ノ許可シタル貸座敷外ニ於テ娼妓稼業ヲ為サシメタル者

四 第十条ニ違背シタル者及第十条ニ依リ稼業ニ就クコトヲ得サル者ヲシテ強テ稼業ニ就カシメタル者

- 五 第十一条ノ停止命令ニ違背シタル者及稼業停止中ノ娼妓ヲシテ強テ稼業ニ就カシメタル者
- 六 本人ノ意ニ反シテ強テ娼妓名簿ノ登録申請又ハ登録削除申請ヲ為サシメタル者
- 第十四条 本令ノ外必要ナル事項ハ庁府県令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十五条 本令施行ノ際現ニ娼妓タル者ハ申請ヲ待タスシテ娼妓名簿ニ登録セラルモノトス

(内務省令第四四号、一九〇〇年一〇月二日)

(市川(編) [1978: 258f])

資料3

売春防止法

昭和三十一年五月二十四日法律第百十八号 改正昭和三十三年法律第十六号昭和三十七年法律第百四十号第百六十一号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「売春」とは、対償を受け又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

(売春の禁止)
第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

(適用上の注意)

第四条 この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第二章 刑事処分

(勧誘等)

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。

二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(周旋等)

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。

一 人を売春の相手方となるように勧誘すること。

二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

オモムニム 四

(困惑等による売春)

第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

(対償の收受等)

第八条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(前貸等)

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる契約)

第十条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

(場所の提供)

第十一条 情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。
(売春をさせる業)

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(資金等の提供)

第十三条 情を知つて、第十一条第二項(売春を行なう場所の提供業)の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(両罰)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)

第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一条第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

(刑の執行猶予の特例)

第十六条 第五条の罪を犯した者に対し、その罪のみについて懲役の言渡をするときは、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十五条第二項ただし書の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第

五条の罪の刑によつて懲役の言渡をするときも、同様とする。

(以下略)

(市川(編) [1978: 29f])

(注)

(1) いまのソープランドを、一〇年前(本稿の元の論文を書いた当時)にはトルコ風呂と呼んでいた。その後、在日トルコ人男性からの抗議で、名前が変わったわけだが、本稿では元の論文のままとしておく。

(2) 四〜五万人の娼妓のうち、毎年八千人ほどが新陳代謝するという(田中(編) [1975b: 67])。

(3) 芸妓は、歌舞音曲など芸事をよくし、酒席にはべるなど、娼妓とは一線を画しているけれども、娼妓と二枚の鑑札をもつものが多く、そうではない格上の者にしても実態はそれに近かった(井上(雪) [1980: 331])。

そのほか、大東亜戦争期には、殊に朝鮮各地から、多数の婦女子が女子挺身隊の名目で無理やり徴用され、従軍慰安婦として各地の前線に送りこまれる例が多かった。その数十万名とも言われるが、詳しい記録が破棄されているため、判明しない。

(4) ひとつはつねに己の身体の自由な主体であるわけではない。各自の身体は、家族・親族や共同体の秩序のなかで相互に緊縛しあっており、習俗につなぎとめられている。身体がそこから遊離するとき、売春(の最も一般的な可能性)が生じはじめる。

(5) この点は刑法上の単純猥褻とよく似ている。強制猥褻ならびに公然猥褻ではたしかに被害の実体が可能であるのに対して、単純猥褻ではそうではない。同様に、売春を強要したり売春婦から搾取したりする管理売春には明らかに被害が伴うものの、単純売春(あるいは売春それ自体)に関しては、そうは言えない。

- (6) 講習は、遅刻・欠勤の罰金などと同様に、じつは管理売春の有力な証拠となる。
- (7) 公休(ふつう三日働いては一日休みの割)病欠を考慮して、個室数×一・五が一店あたりの適正トルコ嬢数とされる。ここの数字は、一九七〇〜一九七五年の伸びを外挿してややうちわに推算した。
- (8) トルコ風呂は厚生省の所轄であり、公衆浴場法にもとづく保健所の査察がある。それに対して、いわゆるピンク・サロンのきわどいサーヴィスが売春一步手前できちまっているのは、警察の取締りの効果に負うところ大なのであろう。
- (9) 念のため注意しておけば、この水準において、売春は、推奨すべき善なものでもない。それは、なにごとでもない。さしあたりは各自の倫理に任されているのであって、めいめいが選択する「生きられる秩序」の側に属する。われわれが当面有効に行使している近代の言説のシステムは、それにア・プリオリな裁定を下すようにはできていない、ということを行っているのだ。
- (10) この幕藩制の戦略は「内面の良心」という制度と自由な商品関係とが相まっておりなす、たとえば一九世紀ウィーンでみられたような、性の二重道徳状態の出現(良知[1980])を未然に抑止する。
- (11) 「泡踊り」のような特殊な身体技術は、ふたたび売春を特徴づけるもののようなのだ。これは、モラルにかわり、売春する身体が自らに与えようとする形態化の試み、とも考えられる。かつて芸妓・娼妓の身体をかたどったかかずかずの身体技術の再来。
- (12) トルコ嬢らが売春の特異視からまったく利益をうけていないかという点、そうでもない。彼女らは概して高給であるが、そのかなりの部分は、賤業差別視の代償である。すでにのべたように、トルコ嬢の取りは、純粋に市場法則によって定まるのだが、内容から言えば、①基本労賃、②差額地代(若さ・美貌などへの報酬)、③技術料、④賤業視の代償(危険手当)、の総和と見られよう。

*注(1)でものべたように、本稿は、同題の旧稿(橋爪[1981c])を約二分の一に圧縮したものである。旧稿を発表した後、ホテル、マントルなどの新しい売春形態や、ファッションヘルス、テレクラ等の登場があった。また一九八五年の新風営法の施行もあって、日本の〈性〉空間がなおめまぐるしく変化しつづけているのは間違いない。旧稿を再録することを目的とする本稿は、それらの点を全くフォローしていない。どなたかに欠を補っていただけると願っている。